

共同所有者(申請者)申告書

私(私たち)は、【新規・変更・移転・抹消】登録申請した次の小型船舶について共同で所有しており、当該登録申請を行うことに同意いたします。

また、申請書記載事項のうち所有者に係る部分以外の訂正及び登録事項通知書の受領に関しては代表者に委任いたします。なお、代表者が代理人に委任する場合はこれに同意いたします。

登録申請を行っている小型船舶		申請の年月日	令和	年	月	日
船舶番号(船舶番号がない場合は船体識別番号を記入して下さい)						
代表者(所有者)の氏名又は名称及び住所		住所: 〒	—			
		氏名又は名称:				
共同所有者	住所: 〒	—				
	氏名又は名称: (フリガナ)					印
	(TEL	—	—)	持分	(分の)
	住所: 〒	—				
	氏名又は名称: (フリガナ)					印
(TEL	—	—)	持分	(分の)	
住所: 〒	—					
氏名又は名称: (フリガナ)						印
(TEL	—	—)	持分	(分の)	
住所: 〒	—					
氏名又は名称: (フリガナ)						印
(TEL	—	—)	持分	(分の)	


- (注1) 【新規・変更・移転・抹消】の部分には、該当するものに○を付けて下さい。
- (注2) 「登録申請を行っている小型船舶」の欄は、登録申請書に記載した内容をそれぞれ記入して下さい。
- (注3) 「代表者(所有者)」とは、登録申請書の所有者(又は申請者)欄に記載された者を指します。
- (注4) 本用紙を複数枚使用する場合は、右上にページを付けて下さい。〔例〕2枚の場合 1/2、2/2
- (注5) 船舶番号、船体識別番号がない場合には、船舶検査済票番号を記入して下さい。

＜共同所有者(申請者)申告書の記入例＞

① 共同所有者(申請者)申告書

私(私たち)は、【新規・変更・**移転**・抹消】登録申請した次の小型船舶について共同で所有しており、当該登録申請を行うことに同意いたします。

また、申請書記載事項のうち所有者に係る部分以外の訂正及び登録事項通知書の受領に関しては代表者に委任いたします。なお、代表者が代理人に委任する場合はこれに同意いたします。

登録申請を行っている小型船舶		申請の年月日 令和 元 年 5 月 1 日
船舶番号(船舶番号がない場合は船体識別番号を記入して下さい)	② 235-37979 東京	
代表者(所有者)の氏名又は名称及び住所	③ 検査太郎 東京都千代田区九段北四丁目1番3号	
共同所有者	住 所：〒 136 - 0082	④ 東京都江東区新木場1丁目2番15号
	氏名又は名称(フリガナ) キコウ ゴロウ 機構五郎	⑤ 
	(TEL 090 - 0000 - 0000)	⑥ 持分 (3 分の 1)
共同所有者	住 所：〒 260 - 0024	④ 千葉県千葉市中央区中央港一丁目16番21号
	氏名又は名称(フリガナ) カブシカイシャコウショウ ダイゴウシマリヤク コウダ イチロ 株式会社小型商事 代表取締役 小型 一郎	⑤ 
	(TEL 043 - 000 - 0000)	持分 (3 分の 1)
共同所有者	住 所：〒 -	
	氏名又は名称(フリガナ)	印
	(TEL - -)	持分 (分の)
共同所有者	住 所：〒 -	
	氏名又は名称(フリガナ)	印
	(TEL - -)	持分 (分の)

① 今回申請する登録の種類に○を付してください。

② 船舶番号を記入して下さい。(新艇や現存船等の新規登録で船舶番号がない場合には船体識別番号や船舶検査済票番号を記入して下さい。)





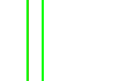
③ 代表者(登録申請書の申請者)の住所及び氏名又は名称を印鑑証明書のとおり記入して下さい。法人の場合は代表取締役○○まで記入して下さい。
【注意】
代表者は下の欄(共同所有者欄)には記入しないで下さい。

④ 共同所有者の住所及び氏名を印鑑証明書のとおり記入して下さい。法人の場合は代表取締役○○まで記入して下さい。

⑤ 共同所有者の印鑑(新規登録又は移転登録の申請をする場合は実印)をはっきりと押印して下さい。新規登録又は移転登録を申請する場合は、JCI 受付年月日より3ヶ月前の日以降に発行された印鑑証明書を添付して下さい。

実印の押印は鮮明に

●実印は、下記の例を参考に正しく押印して下さい。

 正しく押印された例	不備な押印例(印影の照合ができない例)		
 ひとつだけ鮮明に押印されている	 二重になって印影が不鮮明	 かすれて印影が不鮮明	 にじんで印影が不鮮明
○	×	×	×

※ 印影が印鑑証明書と同等と判断できない場合は、再度押印していただくことになります。

⑥ 持分は忘れずに記入して下さい。